令和７年度

荒川区立中学校

学校案内

入学するまで大切に保管してください。
入学しない方の必要な手続きも案内があります。

区立中の新１年生**保護者会**は→**93**ページ
私立等に就学の届出→**23**ページ

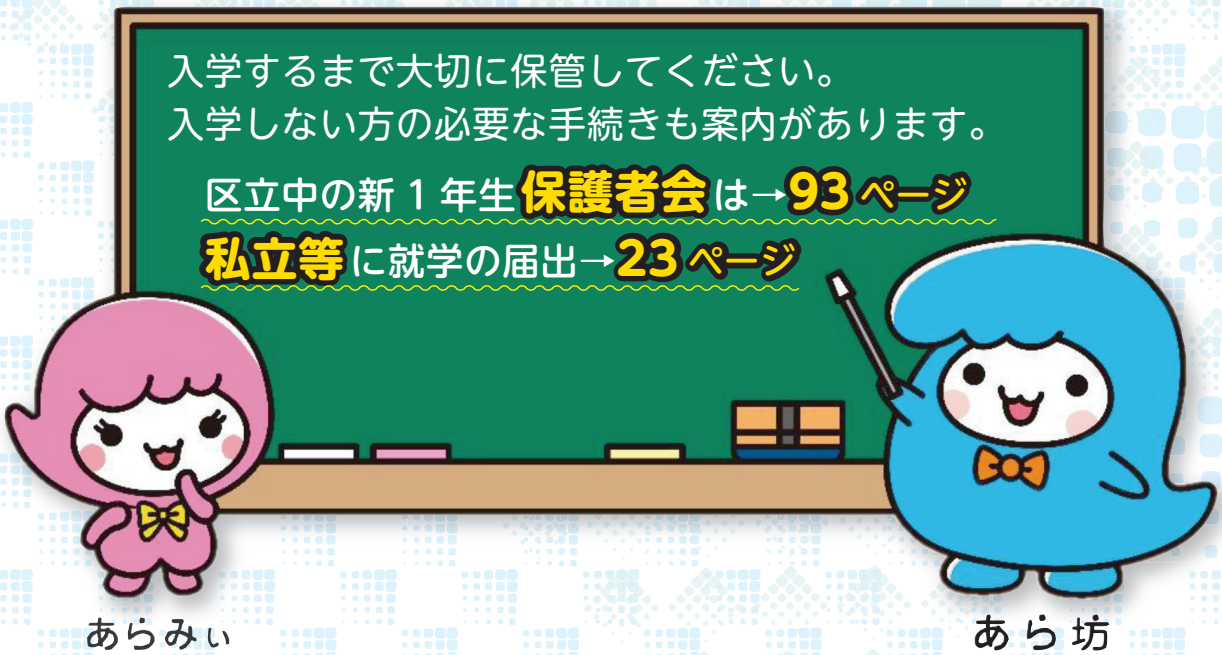

荒川区教育委員会

電子ブック／Multilingual を
区ホームページに掲載中

目　次

【はじめに】
保護者のみなさまへ ・・・・・・・・・・・・ 1
あらかわの学校教育 ・・・・・・・・・・・・ 2
特別支援学級等 ・・・・・・・・・・・・ 6
【学校選択から入学まで】
通学区域・学校位置図 ・・・・・・・・・・・・ 8
区立中学校一覧 ・・・・・・・・・・・・ 10
入学までのスケジュール ・・・・・・・・・・・・ 12
学校選択制度 ・・・・・・・・・・・・ 14
希望校提出の流れ ・・・・・・・・・・・・ 16
公開抽選 ・・・・・・・・・・・・ 18
入学校決定から入学まで ・・・・・・・・・・・・ 20
【引っ越し、区立以外に入学など、各種手続きのご案内】
手続きが必要なとき ・・・・・・・・・・・・ 21
荒川区立以外の学校に入学 ・・・・・・・・・・・・ 23
【新入学に関する Q&A】 ・・・・・・・・・・・・ 26
【学務課宛の郵送について（宛名用紙）】 ・・・・・・・・・・・・ 29
【各学校の紹介】

第一中学校	30	第九中学校	60
第三中学校	36	尾久八幡中学校	66
第四中学校	42	南千住第二中学校	72
第五中学校	48	原中学校	78
第七中学校	54	諏訪台中学校	84

【部活動一覧】 ・・・・・・・・・・・・ 91
【学校公開、 新1年生保護者会】
学校公開日程について ・・・・・・・・・・・・ 92
新1年生保護者会 ・・・・・・・・・・・・ 93

＊生徒数、学級数及び教職員数は、令和７年５月１日現在のものです
＊各学校の部活動等は、令和７年度のものを紹介しています

保護者のみなさまへ

荒川区では、平成29年3月に改訂した「荒川区学校教育ビジョン」に基づき、子どもたちが将来への夢や希望を持って主体的に学ぶことができるよう、学校教育の一層の充実に取り組んでいます。

区立小中学校の全校で「あらかわ寺子屋」「習熟度別学習」「荒川区独自の学力向上のための調査」「特色ある学校づくり」「英語教育の推進」「学校図書館の充実」などの教育改革を積極的に推進するとともに、「学校パワーアップ事業」として各学校が「学力向上マニフェスト」を掲げ、創意工夫による特色を発揮し、さらに充実させる取組を行っています。

令和7年度からは、オンライン学習や校外学習にも対応できるようにするため、どこからでもネットワークに接続できる LTE 対応のタブレットPCを導入し、家庭での自主学習に活用できるように強化しました。校内外を問わず、学びの個別最適化を推進しています。

学校教育を活性化するために重要な事業の一つが、学校選択制度です。この制度は、住所によって入学校が決まる「通学区域制度」を弾力的に運用することにより、保護者や子どもたちの選択を最大限尊重して、入学する中学校を決める仕組みです。子どもたちが自分に適した学校で、意欲をもって学習活動や学校行事に取り組み、自分の可能性を伸ばして豊かな感性や創造力を育み、社会的自立の基礎を培っていけるよう、この学校選択制度をご検討ください。

この「学校案内」は、学校を選択する際の参考となるよう、あらかわの学校教育の内容をはじめ、各学校の基本的なデータや特色等を掲載しています。この学校案内の他にも、各学校のホームページに学校の特色を掲載するなど、様々な方法で学校情報の提供をしています。

保護者の皆様におかれましては、こうした情報や機会を活用され、お子様が通う中学校を選ぶ中で、将来の夢や目標をお子様と一緒に考え、話し合っていただくことを願っております。

荒 川 区 教 育 委 員 会

あらかわの学校教育

２１世紀を生きる子どもたちが、将来への夢や希望をもって、主体的に学び、育つよう、荒川区の学校教育目標を『未来を拓きたくましく生きる子どもを育成する』として、「子ども一人ひとりのよさを伸ばし、学ぶ力を高める」、「多様性を尊重し、豊かな感性や創造力を育む」、「基本的な生活習慣を形成し、健全な心身を培う」の３つの視点から様々な取組を進めています。

１　学力向上に向けた取組

学校図書館の活用

子どもたちの想像力を培い、学習に関する興味・関心等を呼び起こし豊かな心を育む「読書活動」、また、子どもたちの自主的、自発的な学習活動を支援するとともに情報の収集・選択・活用能力を育成する「授業での学校図書館の活用」に取り組んでいます。

図書や読書指導に関する知識・技術をもつ「学校司書」の全校配置や、保護者等のボランティアの協力により、学校図書館の充実を図っています。

ＩＣＴ機器の活用

全校の普通教室に設置されている電子黒板や一人１台体制で導入したタブレットＰＣを、効果的に活用した質の高い授業を展開しています。また、デジタルコンテンツ等を活用した家庭学習によって、確かな学力の定着を図っています。

情報活用能力の育成により、生徒一人ひとりが、主体的に学習に取り組む力を身に付け、変化の激しい社会、予測が困難な時代をたくましく生き抜くために必要とされる２１世紀型能力を育てます。

習熟度別指導

数学・英語において、習熟度別・少人数指導を全ての区立中学校で実施しています。生徒の習熟の程度に応じた学習集団を編制し、生徒一人ひとりが基礎・基本を確実に身に付け、「分かる喜び」と「伸びる喜び」を実感できる授業を目指しています。

普段のクラスとは別に、習熟の程度に応じた学習集団を編制し、子どもの学習状況に応じたきめ細かい指導を行っています。

英語教育

小学校第１学年から中学校第３学年までの９年間にわたる系統的・計画的な英語教育の充実により、児童・生徒の国際コミュニケーション能力を高め、使える英語力の育成を目指した授業を実施しています。全ての区立中学校に外国人英語指導員（ＮＥＡ）を常時配置し、日常的な英語によるコミュニケーション力を育成しています。

また、英語学習の成果を測るため、中学校第３学年の希望する生徒には、実用英語技能検定受験料を年一回補助しています。

あらかわ寺子屋の実施

民間委託した業者から学習指導経験がある講師が派遣され、放課後に希望生徒に対し、週１回程度の補充学習を実施し、基礎・基本の定着、主体的な学習態度の育成に取り組んでいます。

ワールドスクールの実施

毎年夏休み、中学校第２・３学年の希望者が、秋田市の国際教養大学を訪問します。英語によるコミュニケーションやプレゼンテーション活動を通して、英語を話すことへの自信をもたせます。

学力向上のための調査

生徒一人ひとりの学習の成果を検証するために、全ての区立中学校で区独自の「学力向上のための調査」を実施しています。各中学校及び教育委員会において、成果と課題について分析を行うとともに、具体的な対応策や授業改善を検討し、学力の向上に向けた取組を進めています。

各種コンクールの開催

「小論文コンテスト」、「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」、「お弁当レシピコンテスト」など、興味・関心に応じて学習成果をまとめ、発表する機会を設けています。

夏休みの教育活動

生徒一人ひとりの状況に応じて、通常の授業で学んだ内容が確実に定着するように取り組んだり、興味や関心に応じた体験的な学習に取り組んだりできるよう、夏休みに、補充学習の指導や、学校図書館の施設開放等の教育活動を行っています。

2　地域と学校が一体となった取組

専門的な技能の体験

区内の伝統工芸の職人、箏や和太鼓の演奏家等を招いて、実際にその技術を見たり、体験したりすることで、生徒が学ぶことの楽しさを実感するとともに、自分たちが暮らす地域への誇りと愛情を培っています。

勤労留学

区立中学校の第２学年の全生徒が、地域の商店や公共施設などで働く体験や福祉施設等でのボランティア体験を通して、働くことの尊さや厳しさを実感したり、様々な人と共に生きるために必要なことを学んだりする勤労留学を実施しています。

職業観や勤労観を育成するために実際の社会の中で働くことを体験することで、社会の一員であることを実感します。

3　個に応じた取組

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

子どもが気軽に相談できる体制を充実するために、各学校にスクールカウンセラーが巡回、及びスクールソーシャルワーカーを配置し、問題の解決や未然防止に向けて、本人や家庭に積極的に働き掛けていくことで改善を図ります。

教育支援ルーム（旧：適応指導教室）の開設

学校を休みがちな、あるいは学校に行けない子どものうち、小集団での指導が適切と思われる子どもに、登校意欲を高め、在籍校への復帰や社会的自立を促すことを目的に学習やスポーツ等の活動の場を提供しています。※令和７年度より名称を「適応指導教室（通称：みらい）」から「教育支援ルーム（通称：みらい）」に変更しました。

教育相談室の設置

子どもの性格や行動、学校生活、子育て等に関する様々な悩みに対して、早期発見・早期対応ができるよう、電話や来所による相談に応じます。

電話でのご予約
教育相談室　　03-3801-4338

【問い合わせ先】
荒川区立教育センター
場所　荒川区荒川 3-49-1
（生涯学習センター内）
電話番号　03－3802－5720

ハートフル日本語適応指導（外国から来た子どもに日本語を教えます）

子どもが、日本語を話したり書いたりできないときは、入学する学校の先生に「日本語指導」を申し込んでください。日本語の勉強が無料でできます。

4　特別支援教育の取組

固定学級

区立中学校のうち、第一中学校・第三中学校・第四中学校・尾久八幡中学校の４校に、知的障がい固定学級を設置し、個に応じた教育課程に基づく指導を行っています。

特別支援教室

令和３年度から全区立中学校に特別支援教室を設置しています。

通常の学級に在籍しながら、在籍校の特別支援教室に通室し、巡回指導教員と在籍校の担任が協働して生徒の集団適応能力の伸長を図ります。

特別支援学級等への入級は、区の就学相談を経て決定します。 詳しくは、６ページをご覧ください。

5　安全確保への取組

保護者へのデジタル連絡ツール

子どもの安全にかかわる情報などを、デジタル連絡ツールを活用し保護者に配信します。日常の学校行事等の情報についても学校と保護者の情報連絡手段として、学校ごとに配信をしています。

全校に防災部の設置

平成 27 年度に「助けられる人から助ける人へ」という意識及び思いやりの心の醸成を図り、将来、防災活動のみならず、地域活動に貢献できる防災ジュニアリーダーを育成することを目的として、区立中学校全校に部活動の一つとして防災部を設置し、様々な活動を実施しています。

特別支援学級等

生徒の障がいの状態や発達の状況に応じて、子どものもつ可能性を伸ばし、社会生活に積極的に参加できるようにするための教育の場として、区立特別支援学級や都立特別支援学校が設置されています。

知的障がい学級（固定学級）

○ 個に応じた指導

生徒の実態や発達段階に合わせた個別指導計画を作成して、一人ひとりに応じた適切な教育を進めます。

生徒が自ら意欲をもって学ぶことができるように、個別指導やグループ指導をきめ細かく行い、自立に向けた学習の基礎を培います。

○ 生活指導

家庭と十分に連携し、日常生活に必要な基本的生活習慣を身に付け、集団での活動に参加するために必要な能力を高めていきます。

○ 交流活動

運動会や遠足などへの参加、集会活動や部活動、委員会活動などで通常学級の生徒との交流等を積極的に進めていきます。

学校名（学級名）	所在地	電話番号
第一中学校（六組）	荒川 1-30-1	03-3891-8354
第三中学校（三組）	南千住 8-10-1	03-3801-5808
第四中学校（D組）	荒川 6-57-1	03-3895-7334
尾久八幡中学校（六組）	西尾久 3-14-1	03-3893-7776

※知的障がい学級（固定学級）は、この４校から選択できますが、通学の安全面から自宅近くの学校を推奨しています。

特別支援教室

中学校では、令和３年度から全校に特別支援教室を設置しています。

特別支援教室とは、これまで通級指導学級で行ってきた発達障がい生徒の指導を、すべての中学校に設置した特別支援教室で行うものです。拠点校（第五中学校・第九中学校）の発達障がい教育を担当する教員が、各中学校を巡回して指導を行い、課題に沿った授業を在籍校で行います。生徒の能力や障がいの程度に合わせた学習課題を作成して細かいステップで指導を行い、集団でのコミュニケーション学習やソーシャルスキル学習、運動、創作活動などをとおし、コミュニケーション能力を育てていきます。

特別支援教室では、巡回指導教員と在籍学級担任が協働し、在籍学級の中で有意義な学校生活を送ることができるよう、能力を伸ばしていきます。

拠　点　校	第五中学校	第九中学校
巡　回　校	第一中学校　第三中学校 南千住第二中学校　諏訪台中学校	第四中学校　第七中学校 尾久八幡中学校　原中学校

就学相談

就学相談は、特別な支援を要する生徒の可能性を最大限に発揮できる適切な教育の場を、保護者の方と一緒に考えていくところです。

特別支援教育が必要と思われる生徒や入学についてご心配な方は、就学相談をお受けください。

また、区立特別支援学級（固定）や特別支援教室の入級入室、都立特別支援学校への入学を希望される場合も、就学相談をお受けください。

教育センター特別支援教育係へお申込みください。
（期間：１０月３１日まで）

問い合わせ・申し込み
荒川区立教育センター
場所　荒川区荒川 3-49-1（生涯学習センター内）
☎　03－3802－3111（内線 3334・3335）

学校選択に伴う希望校提出について
就学相談を申し込まれた方についても、必ず期限内に希望校を電子申請でご提出ください。
【申請方法】
① 通常の学級を希望（支援学級と迷っている場合を含む）⇒　希望する通常の学級の学校名
② 特別支援学級に入学を希望　⇒　〇〇学校（特別支援学級）
③ 都立支援学校に入学を希望　⇒　都立〇〇支援学校

通学区域・学校位置図

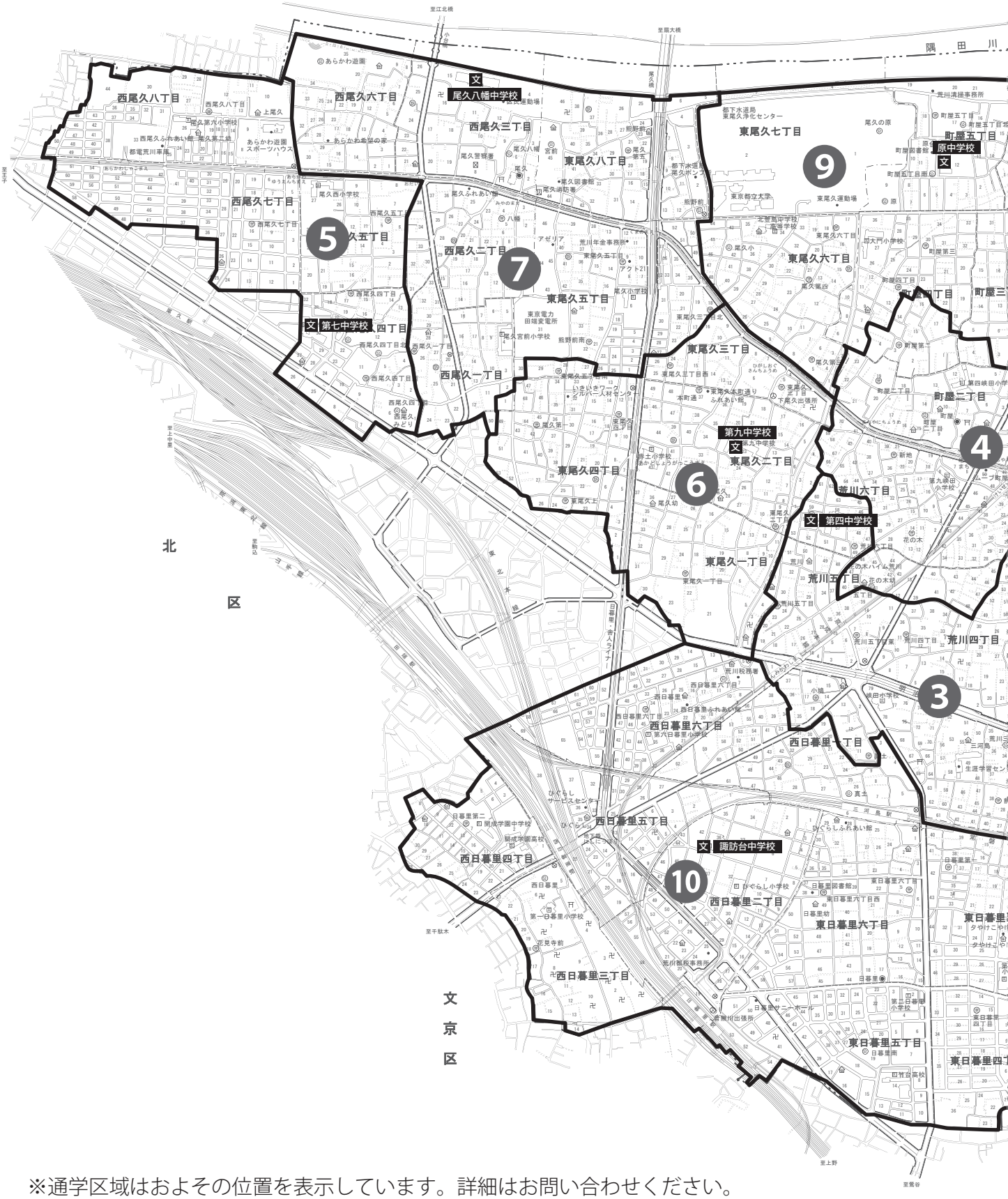

※通学区域はおよその位置を表示しています。詳細はお問い合わせください。

	中学校通学区域
①	第一中学校
②	第三中学校
③	第四中学校
④	第五中学校
⑤	第七中学校
⑥	第九中学校
⑦	尾久八幡中学校
⑧	南千住第二中学校
⑨	原中学校
⑩	諏訪台中学校

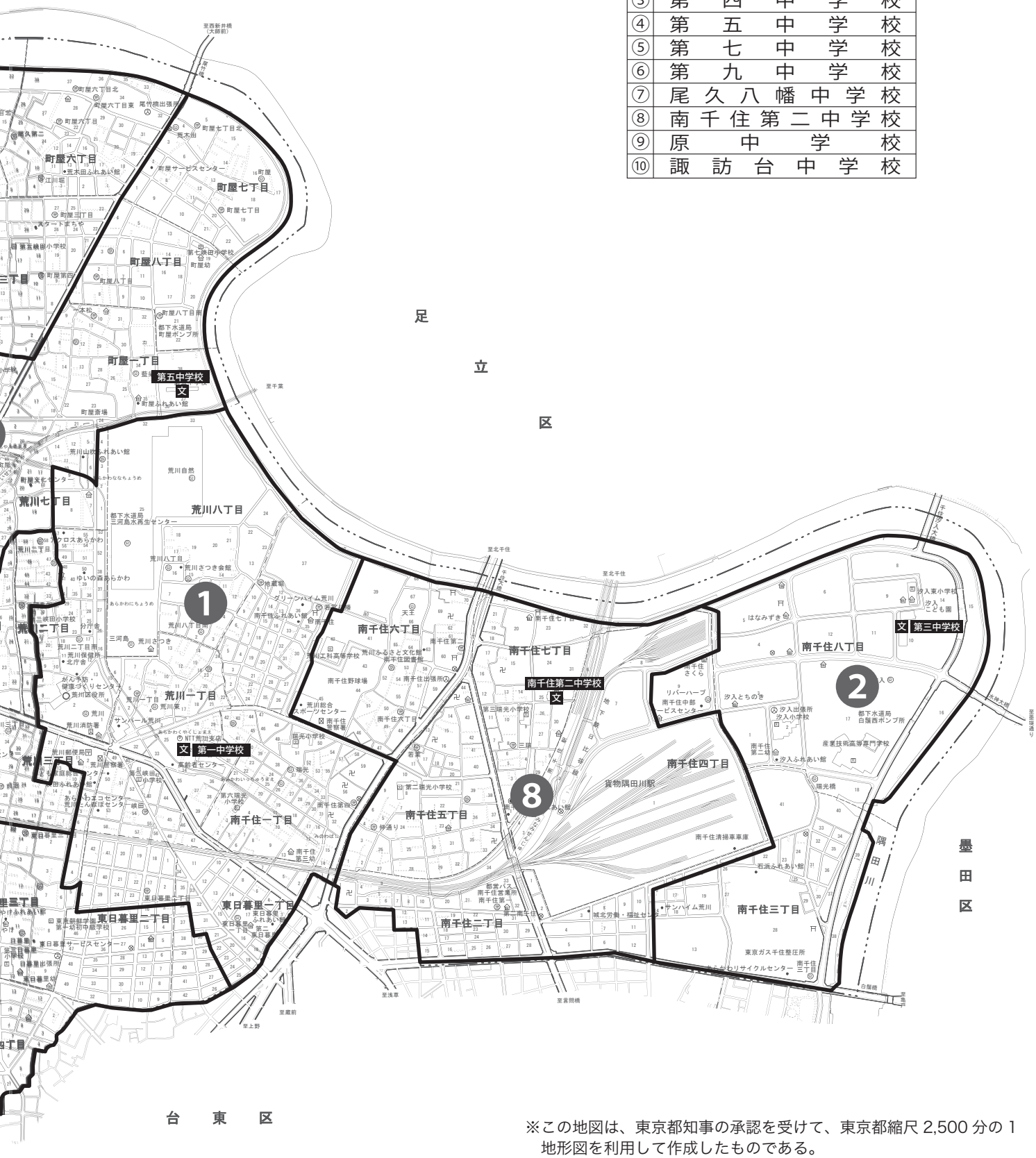

※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
（承認番号）MMT 利許第 07-K118-3 号

区立中学校一覧

生徒・学級数は令和７年５月１日現在

		所在地	電話番号	FAX番号		合計		1学年		2学年		3学年		特別支援学級	
1	第一（だいいち）	荒川１－３０－１	03-3891-8354	03-3801-9818	生徒数	306		87		95		102		22	
	受入可能生徒数	ホームページアドレス			男	168	138	40	47	50	45	61	41	17	5
	133	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-1-J/			学級数	12		3		3		3		3	
2	第三（だいさん）	南千住８－１０－１	03-3801-5808	03-3801-9819	生徒数	420		124		148		146		2	
	受入可能生徒数	ホームページアドレス			男	231	189	67	57	83	65	79	67	2	0
	通学区域内の生徒のみ	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-3-J/			学級数	13		4		4		4		1	
3	第四（だいよん）	荒川６－５７－１	03-3895-7334	03-3819-6815	生徒数	320		102		100		101		17	
	受入可能生徒数	ホームページアドレス			男	167	153	50	52	53	47	55	46	9	8
	99	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-4-J/			学級数	12		3		3		3		3	
4	第五（だいご）	町屋１－３７－１６	03-3895-1283	03-3819-6816	生徒数	212		51		76		85		－	
	受入可能生徒数	ホームページアドレス			男	116	96	24	27	46	30	46	39	－	－
	99	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-5-J/			学級数	7		2		2		3		－	
5	第七（だいしち）	西尾久４－３０－２８	03-3894-6623	03-3810-9725	生徒数	233		83		81		69		－	
	受入可能生徒数	ホームページアドレス			男	115	118	42	41	36	45	37	32	－	－
	99	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-7-J/			学級数	8		3		3		2		－	
6	第九（だいきゅう）	東尾久２－２３－５	03-3892-7834	03-3819-6818	生徒数	143		32		54		57		－	
	受入可能生徒数	ホームページアドレス			男	80	63	14	18	30	24	36	21	－	－
	99	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-9-J/			学級数	5		1		2		2		－	
7	尾久八幡（おぐはちまん）	西尾久３－１４－１	03-3893-7776	03-3810-9726	生徒数	441		132		158		136		15	
	受入可能生徒数	ホームページアドレス			男	227	214	74	58	85	73	56	80	12	3
	166	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/OGUHACHIMAN-J/			学級数	14		4		4		4		2	
8	南千住第二（みなみせんじゅだいに）	南千住７－２５－１	03-3891-8532	03-3801-9824	生徒数	428		125		168		135		－	
	受入可能生徒数	ホームページアドレス			男	207	221	65	60	72	96	70	65	－	－
	166	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/MINAMISENJU2-J/			学級数	13		4		5		4		－	
9	原（はら）	町屋５－１２－６	03-3895-6495	03-3819-6819	生徒数	286		91		103		92		－	
	受入可能生徒数	ホームページアドレス			男	132	154	47	44	43	60	42	50	－	－
	133	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-HARA-J/			学級数	9		3		3		3		－	
10	諏訪台（すわだい）	西日暮里２－３６－８	03-3891-6115	03-3801-9820	生徒数	481		176		151		154		－	
	受入可能生徒数	ホームページアドレス			男	253	228	88	88	87	64	78	76	－	－
	199	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/SUWADAI-J/			学級数	13		5		4		4		－	

通学区域一覧表（平成26年度から）

町	丁目	番号	小学校	中学校
南千住	1	1 ～ 13	第六瑞光小学校	第一中学校
		14 ～ 59	瑞光小学校	
	2	全域	第二瑞光小学校	南千住第二中学校
	3	1 ～ 12	第三瑞光小学校	
		13 ～ 41	汐入小学校	第三中学校
	4	1 ～ 8	第三瑞光小学校	南千住第二中学校
		9	汐入小学校	第三中学校
	5	1 ～ 11	第二瑞光小学校	南千住第二中学校
		12 ・ 13	第三瑞光小学校	
		14 ～ 41	第二瑞光小学校	
		42 ～ 44	第三瑞光小学校	
	6	1 ～ 37	瑞光小学校	第一中学校
		38 ～ 71	第三瑞光小学校	南千住第二中学校
	7	全域		
	8	1 ～ 5	汐入小学校	第三中学校
		6 ～ 18	汐入東小学校	
荒川	1	1 ・ 2	第三峡田小学校	第一中学校
		3 ～ 30	第六瑞光小学校	
		31	瑞光小学校	
		32 ・ 33	第三峡田小学校	
		34 ～ 39	第六瑞光小学校	
		40 ～ 58	第三峡田小学校	
	2	1 ～ 3	第二峡田小学校	第一中学校
		4		第四中学校
		5		第一中学校
		6		第四中学校
		7		第一中学校
		8		第四中学校
		9 ～ 20		第一中学校
		21		第四中学校
		22 ～ 30		第一中学校
		31 ～ 33		第四中学校
		34 ～ 41		第一中学校
		42 ～ 47		第四中学校
		48 ～ 57		第一中学校
		58 ・ 59		第四中学校
	3	1 ～ 6	第三峡田小学校	第一中学校
		7 ～ 10	峡田小学校	第四中学校
		11 ・ 12	第三峡田小学校	第一中学校
		13 ～ 19	峡田小学校	第四中学校
		20 ・ 21	第三峡田小学校	第一中学校
		22 ～ 79	峡田小学校	第四中学校
	4	1 ～ 3	第二峡田小学校	第四中学校
		4 ～ 15	峡田小学校	
		16 ～ 31	第二峡田小学校	
		32 ～ 38	峡田小学校	
		39 ～ 48	第九峡田小学校	第五中学校
		49 ～ 56	第二峡田小学校	第四中学校
	5	1 ～ 11	峡田小学校	
		12 ・ 13	第九峡田小学校	第五中学校
		14 ～ 28	峡田小学校	第四中学校
		29 ～ 34	第九峡田小学校	
		35 ・ 36	峡田小学校	
		37	第九峡田小学校	
		38 ・ 39	峡田小学校	
		40 ～ 47	第九峡田小学校	第五中学校
		48 ～ 51		第四中学校
	6	1 ～ 44		第五中学校
		45 ～ 63		第四中学校
		64 ～ 70		第五中学校
	7	1 ～ 4	第二峡田小学校	第一中学校
		5 ・ 6		第五中学校
		7 ～ 9		第一中学校
		10 ～ 14		第五中学校
		15 ・ 16	第四峡田小学校	
		17 ～ 50	第九峡田小学校	
	8	1 ～ 24	瑞光小学校	第一中学校
		25	第二峡田小学校	
		32 ・ 33		
		(26 ～ 31)	（欠番）	（欠番）
町屋	1	1 ～ 9	第四峡田小学校	第五中学校
		10	第七峡田小学校	
		11 ～ 29	第四峡田小学校	
		30 ～ 38	第七峡田小学校	
	2	全域	第四峡田小学校	
	3	1 ～ 3	第五峡田小学校	原中学校
		4	第四峡田小学校	第五中学校
		5 ～ 31	第五峡田小学校	原中学校
	4	1 ～ 4	第四峡田小学校	第五中学校
		5 ～ 13	大門小学校	原中学校
		14 ～ 17	第四峡田小学校	第五中学校
		18 ～ 24	第五峡田小学校	原中学校
		25 ～ 28	大門小学校	
		29 ～ 34	第五峡田小学校	
		35 ・ 36	大門小学校	
	5	1 ～ 4	第五峡田小学校	
		5 ～ 11	大門小学校	
		12 ～ 17	第五峡田小学校	
		18 ・ 19	大門小学校	
		20 ～ 22	第五峡田小学校	
	6	全域		
	7	全域	第七峡田小学校	第五中学校
	8			

町	丁目	番号	小学校	中学校
東尾久	1	全域	赤土小学校	第九中学校
	2	全域		
	3	1 ～ 16		
		17 ～ 23	尾久小学校	尾久八幡中学校
		24 ～ 26	赤土小学校	第九中学校
		27 ～ 37	尾久小学校	尾久八幡中学校
	4	1 ～ 8	赤土小学校	第九中学校
		9 (1~5)		
		9 (6~13)	尾久宮前小学校	
		9 (14·15)	赤土小学校	
		10 ～ 12		
		13 ～ 17	尾久宮前小学校	
		18 ～ 25	赤土小学校	
		26 ～ 49	尾久宮前小学校	
		50		尾久八幡中学校
		51 ～ 53		第九中学校
	5	1 ～ 26	尾久小学校	尾久八幡中学校
		27 ～ 29	尾久宮前小学校	第九中学校
		30 ・ 31		尾久八幡中学校
		32 ～ 42	尾久小学校	
		43 ～ 46	尾久宮前小学校	
	6	1 ～ 48	大門小学校	原中学校
		49 ～ 52	尾久小学校	尾久八幡中学校
	7	全域	大門小学校	原中学校
	8	全域	尾久小学校	尾久八幡中学校
西尾久	1	1	尾久宮前小学校	第九中学校
		2 ～ 33		尾久八幡中学校
	2	全域	尾久宮前小学校	
	3	全域	尾久西小学校	
	4			第七中学校
	5			
	6			尾久八幡中学校
	7	1 ～ 24		第七中学校
		25 ～ 61	尾久第六小学校	
	8	全域		
東日暮里	1	1 ～ 8	第六瑞光小学校	第一中学校
		9 ～ 25	第三峡田小学校	
		26 ～ 30	第三日暮里小学校	諏訪台中学校
		31 ～ 35	第三峡田小学校	第一中学校
		36 ～ 42	第三日暮里小学校	諏訪台中学校
	2	1 ・ 2	第三峡田小学校	第一中学校
		3 ～ 16	第三日暮里小学校	諏訪台中学校
		17 ～ 24	第三峡田小学校	第一中学校
		25 ～ 38	第三日暮里小学校	諏訪台中学校
		39 ～ 44	第三峡田小学校	第一中学校
		45 ～ 49	第三日暮里小学校	諏訪台中学校
	3	1	第三峡田小学校	第一中学校
		2 ・ 3	第三日暮里小学校	諏訪台中学校
		4	第三峡田小学校	第一中学校
		5 ～ 46	第三日暮里小学校	諏訪台中学校
	4	全域		
	5	全域	第二日暮里小学校	
	6	1 ～ 21	第二日暮里小学校	諏訪台中学校
		22 (1~7)		
		22 (8~13)	ひぐらし小学校	
		22 (14~17)	第二日暮里小学校	
		23 (1~4)		
		23 (5~14)	ひぐらし小学校	
		23 (15)	第二日暮里小学校	
		24 ～ 39	ひぐらし小学校	
		40 (1~8)	第二日暮里小学校	
		40 (9~20)	ひぐらし小学校	
		40 (21·22)	第二日暮里小学校	
		41 ～ 47		
		48 (1~5)		
		48 (6~12)	ひぐらし小学校	
		48 (13~16)	第二日暮里小学校	
		49 ～ 52	ひぐらし小学校	
		53	第二日暮里小学校	
		54	ひぐらし小学校	
		55 ～ 60	第二日暮里小学校	
西日暮里	1	1 ・ 2	峡田小学校	第四中学校
		3 ～ 10	ひぐらし小学校	諏訪台中学校
		11 ～ 18	峡田小学校	第四中学校
		19 ～ 33	ひぐらし小学校	諏訪台中学校
		34	第六日暮里小学校	
		35 ～ 37	峡田小学校	第四中学校
		38 ～ 45	第六日暮里小学校	諏訪台中学校
		46	ひぐらし小学校	
		47 ～ 62	第六日暮里小学校	
	2	1 ～ 54	ひぐらし小学校	
		55 ～ 58	第一日暮里小学校	
	3	全域		
	4			
	5	1 ～ 12	第六日暮里小学校	
		13 ～ 25	第一日暮里小学校	
		26 ～ 28	第六日暮里小学校	
		29 ～ 38	第一日暮里小学校	
	6	1 ～ 2	峡田小学校	第四中学校
		3 ～ 68	第六日暮里小学校	諏訪台中学校
		69	第一日暮里小学校	

入学までのスケジュール

9月下旬

入学関係書類を送付します。
区立小学校通学の方は、小学校経由で配布します。区立小学校以外の方は郵送します。

14～15ページ参照

区立中学校の中から**入学希望校を１校選択**してください
選択可能校、受入可能人数は14～15ページをご確認ください。
学校選択に必要な情報は、この冊子や各校ＨＰ、学校公開を参考にしてください。

10月下旬

16ページ参照

【　全　員　】入学希望校を１校提出してください。
電子申請にて、１０月２９日（水）午後１１時５９分まで
・「希望校申込みについて」に回答に必要な就学番号など記載があります。
用紙をお手元にご準備の上、申請してください。
・電子申請が難しい方は、１０月１０日までにお申し出ください。
・区立中学校以外に入学予定の場合、通学区域の学校を希望する場合、
区外へ転出する予定の場合も、必ず提出してください。

各校で公開週間等を実施します（92ページ参照）

11月7日(金)

17ページ参照

希望校**集計結果(中間)**発表　※区ホームページ・学務課窓口

11月10日(月)～11月18日(火)

17ページ参照

希望校**変更**受付（窓口のみ）
※土曜・日曜を除く午前8時30分～午後5時15分

通学区域**外**の学校を選択した場合

通学区域の学校を選択した場合

11月21日(金)

17ページ参照

希望校**集計結果(最終)・抽選校**発表　※区ホームページ・学務課窓口

希望校が**抽選**

希望校が抽選ではない

希望校に入学決定

１月に入学通知書を郵送します。

決　定

公開抽選により入学者を決定します。対象者に抽選通知を郵送します。

通学区域外からの希望者が対象です。

※４月１日以前に通学区域から**通学区域外へ転居**する予定の方は、お申し出ください。抽選に参加する必要があります。

次ページへ

前ページより

12月4日(木)・5日(金)

18ページ参照

公開抽選の実施……当選者と補欠者の順位を決定します。
抽選は教育委員会事務局が公開のもとで行います。
来場は自由で、本人や保護者の出席は不要です。
抽選結果は対象者全員に郵送するとともに、区ホームページに即日掲載するほか、
学務課（荒川区役所3階③番窓口）にも掲示します。

補欠の場合
繰上げ当選を待つか、補欠登録を辞退することができます。

当選の場合
希望校に**入学決定**
１月に入学通知書を郵送します。
決　定

1月中旬

暫定的に**通学区域**の学校を指定し、
入学通知書を郵送します。

1月23日(金)、2月10日(火)、2月25日(水)

19ページ参照

繰上げ発表　※区ホームページ・学務課窓口
入学辞退者が出た場合、補欠登録順に繰上げ当選とします。
※補欠登録者には都度通知を郵送します。

補欠登録を**辞退**した方
繰上げ当選しなかった方
通学区域の学校に
入学決定
決　定

繰上げ当選した方
希望校に**入学決定**
新しい入学通知書を郵送します。
決　定

20，93ページ参照

【要出席】新入生保護者会
２月頃に各校で入学準備の保護者説明会があります。

荒川区立中学校**以外**の学校への入学が確実になったら、手続きが必要です。
・**国・都・私立学校等**に入学　→**「国・都・私立学校等就学届」**を 提出
・**海外現地校**に入学　→　**「海外現地校等就学届」**を 提出
提出期限：**２月１９日（木）必着**
※学級数、抽選校の繰上人数に影響があるため、遅れる場合も必ず提出してください。
※他自治体の学校に決まった場合、引っ越し等により荒川区立中学校に入学しなくなった場合も、なるべく早めに学務課にご連絡ください。

23ページ参照

4月上旬　**入学式**　日時等詳細は、入学通知書及び保護者会でお知らせします。

学校選択制度

荒川区の学校選択制度の概要

荒川区では『学校選択制度』により区内全域の区立中学校を選択できます。通学区域の学校を希望した場合は必ず入学できますが、通学区域外の学校を希望した場合は、希望者の状況によっては抽選となり入学できないことがあります。

通学区域の学校は 11 ページの「通学区域一覧表」をご確認ください。

・通学区域内、区域外を問わず、学校行事等に積極的に協力する意識を持って学校を選んでください。

・部活動のみを理由として選択する場合は、ご本人を含めご家族でよく相談してください。区立学校には教員の人事異動があり、状況により部活動の継続が困難になることや内容変更が生じることがあります。

学校選択制度の対象者

令和 7 年 10 月末日現在、荒川区内に住所がある方、または区外にお住まいで荒川区立小学校に通学している方で、令和 8 年 3 月に小学校を卒業する予定の方が対象です。

令和 7 年 11 月以降に荒川区内で転居、または荒川区外に転出される方は、21 ページを参照してください。

荒川区外から荒川区に転入される方は、教育委員会事務局学務課へ連絡してください。

選択可能校

荒川区立中学校を対象に、入学を希望する学校を選択することができます。

※ 第三中学校の選択制限

汐入地区は住宅開発により通学区域の生徒が多いため、通学区域外にお住まいの方は選択ができません。

そのため、第三中学校は通学区域に居住している方と、近い将来に通学区域への転居が確実な方、特別支援学級の生徒のみを受入れます。

就学相談中の方は、通学区域外にお住まいでも、特別支援学級に限って第三中学校を希望することが可能です。ただし、通常級へ入学する可能性がある場合には、希望校は通常級で選択可能な学校を提出してください。また、ご希望については就学相談の際にも必ず相談員にお伝えください。

なお、第三中学校の通学区域にお住まいの方が、他の学校を選択することはできます。

受入可能生徒数

各校の受入可能生徒数は、施設の状況等を踏まえ、**下表**のとおりとします。

学校名	受入可能生徒数
第四中学校、第五中学校、第七中学校、第九中学校	各　99　人
第一中学校、原中学校	各　133　人
尾久八幡中学校、南千住第二中学校	各　166　人
諏訪台中学校	199　人
第三中学校	選択制限校

学校選択のための情報提供

各学校を比較・検討できるよう、次のような情報提供を行っています。

・学校案内（本冊子）の配付

当冊子は対象者全員に配付しています。各学校の紹介は 30 ページ以降をご覧ください。荒川区ホームページには本冊子の電子ブック版を掲載します。

・各学校のホームページに情報を掲載

各学校でホームページを作成し、学校の様子など情報提供をしています。
10 ページの区立中学校一覧にホームページのアドレスを掲載しています。
また、荒川区ホームページの区立小・中学校ホームページ一覧からもご覧になれます。

・学校公開日・学校公開週間等

詳細は 92 ページをご覧ください。

自転車通学の廃止

通学には、徒歩または公共交通機関を利用してください。保護者による自動車での送迎も禁止です。区内の交通事情の変化や生徒の通学の安全を考慮し、平成 26 年度以降に区立中学校に入学した方から自転車通学を廃止しました。

学校選択における兄姉在学・卒業者の優先はありません

荒川区の学校選択においては、兄姉の在学や卒業を理由とした優先的取扱いによる入学決定はありません。**弟妹の入学時に、通学区域外からの希望により抽選となった場合は、兄弟姉妹で別々の学校となる可能性もあることをご理解のうえでご選択願います。**

学校施設の建替え等に関する情報

詳細は、右の二次元コードからホームページをご確認ください。
なお、予定は変更になることもございます。

学校施設の建替えに関する問合せ：
荒川区教育委員会事務局教育施設課計画係　03-3802-3111　内線 3323

希望校提出の流れ

希望校の提出　※令和７年度入学生より原則電子申請　**必ず全員提出！**

希望する区立中学校を電子申請で提出してください。
これは区が入学予定者の意向を確認するための重要な内容です。
転出予定、国・都・私立中学校受験予定、他区立中学校入学予定等で、
荒川区立中学校に入学を希望しない場合も、そのことを必ず提出してください。

提出方法	提出方法詳細	期限
電子申請	お手元に案内文をご用意の上、この二次元コードからアクセスし送信してください。 **申請は一度しかできません** 詳細は別紙配付物をご確認ください。	**10 月 29 日(水)** **午後 11 時 59 分**
電子申請が難しい場合は申込書を郵送しますので １０月１０日（金）までにご連絡ください 学務課学事第一係　03-3802-3111（内線 3333）		
郵送	申込書に希望校を1校記入し返送してください。	10 月 28 日(火) 消印有効
窓口	申込書に希望校を1校記入し持参してください。 場所：学務課窓口(荒川区役所本庁舎3階③番) 時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 （平日のみ）	10 月 29 日(水) 午後5時 15 分

※必ず期限内にご提出ください。期限を過ぎたものは受け付けません。

〇紙で提出する場合は、書いた内容を控えておいてください〇
提出内容の確認には応じられませんので、提出する前に、念のため内容を控えておくことをお勧めします。
※電子申請の場合は回答内容の受付完了メールが届きます。

希望校集計結果の発表と変更受付

希望校の集計結果の発表は、下表のとおり変更受付期間を挟んで２度行います。

時期	11 月 7 日（金） 午後	11 月 10 日（月）～18 日（火） ※土曜・日曜を除く 午前 8:30～午後 5:15	11 月 21 日（金） 午後
実施内容	集計結果発表 （中間）	希望校変更受付	変更受付後の 集計結果発表 （最終）
	希望校の集計状況を発表します。	提出した希望校を、 **窓口のみ・1 回限り**変更できます。 希望校を期限までに提出できなかった方は、この期間内に変更してください。 **変更後の取消はできません。**	変更受付後の集計結果と、抽選実施の有無を発表します。 抽選実施とならなかった場合は、入学決定です。
方法	学務課窓口及び区ホームページにて公開 発表後にアクセスすると確認できます	学務課窓口に2点お持ちください。 ①児童の氏名等を確認できるもの（医療証等） ②保護者の本人確認書類（免許証等） ※郵送や電子申請は不可 **この期間を過ぎると希望校を変更できません。**	学務課窓口及び区ホームページにて公開 （中間発表と同じ二次元コード）

学務課窓口：〒116-8501 荒川区荒川２丁目２番３号　荒川区役所本庁舎３階③番
午前８時３０分から午後５時１５分（平日のみ）

公開抽選

公開抽選の実施

11 月 21 日（金）の希望校集計結果において、希望者が受入可能生徒数を超え、**すべての希望者を受け入れられないと判断した場合等は、公開抽選を行います。**

対 象 者　通学区域外からの希望者（通学区域に住民票を異動しても、居住の実態がない場合には、抽選の対象となります）

＊申込時に通学区域に居住していても、入学日である令和 8 年 4 月 1 日以前に通学区域外へ転居予定の場合は、事前に学務課へ申し出た上で、公開抽選に参加してください。

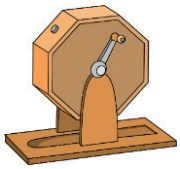

抽 選 日　12 月 4 日（木）・5 日（金）（予定）

場　　所　荒川区役所（詳細は対象者に通知します。）

抽選方法　対象者に抽選番号を付番し、事前に通知します。

公開抽選により、抽選機から出た番号の順に上位から当選又は、補欠の番号を決定します。

＊双子等の場合は抽選結果が同じになるよう 1 組として取り扱います。

＊区外居住者で荒川区立小学校に在学している方は、区内在住者の最終順位以降からの順番を決める抽選となります。

抽選の詳細は、対象者には 11 月下旬に郵送し、区ホームページにも掲載します。

抽選は教育委員会事務局が公開のもと行いますので、本人や保護者の出席は必要ありません。ただし、来場は自由です。

抽選結果について

抽選結果は対象者に後日郵送するとともに、区ホームページへ掲載するほか学務課（荒川区役所 3 階③番窓口）にも掲示します。

※ホームページで結果を確認するためには、抽選番号が必要です。

※電話による個別の問合せには応じられません。

発表後にアクセスすると確認できます

公開抽選において兄姉在学者の優先はありません

荒川区の学校選択においては、いかなる事情があっても優先的取扱いはありません。弟妹の入学時に、通学区域外からの希望により抽選となった場合は、兄姉が通学していても優先されませんのでご了承ください。

兄姉の在学を理由とする優先的取扱いは、平成 17 年度入学者から廃止しました。

公開抽選で当選した場合

当選した場合、希望した学校へ入学が決定します。事情により当選を辞退する場合は、速やかに辞退申出書を提出してください。

公開抽選で当選しなかった場合

当選しなかった場合、補欠登録となり繰上げ当選を待つことができます。補欠登録を辞退して通学区域の学校に入学する場合は、補欠登録辞退申出書を提出してください。

補欠登録者の入学通知書は、暫定的に通学区域の学校を指定して送付します。その後、繰上げ等により希望校への入学が決まった場合には、改めて送付します。

補欠登録者の繰上げ当選について

補欠登録者は、入学辞退者が出た場合、補欠登録順に繰上げ当選とします。

繰上げは、令和 8 年 1 月 23 日（金）、2 月 10 日（火）、2 月 25 日（水）の３回行います。

結果は対象者に後日郵送するほか、区ホームページや学務課窓口に掲載します。

2 月 25 日（最終繰上げ）までに繰り上がらなかった場合は、通学区域の学校に入学となります。

なお、最終繰上げ後に入学辞退等が生じた場合であっても、繰上げは行いません。

※入学辞退等の有無や途中状況についての問合せには応じられません。

過去３年間の抽選状況（参考）

直近過去 3 年度分の抽選の実施状況は次のとおりです。

入学年度	令和 7 年	令和 6 年	令和 5 年
学校名	なし	第四	第四
抽選対象者数（通学区域外希望者数）	－	77 人	81 人
公開抽選の当選者数	－	21 人	28 人
補欠者数	－	56 人	53 人
繰上げ当選者数	－	37 人	32 人
辞退者数	－	19 人	17 人
最終的に当選とならなかった人数	－	0 人	4 人

入学校決定から入学まで

入学校の決定

11 月 21 日（金）の希望校集計結果において、希望校が抽選とならなかったときは、希望校を入学校とします。

ただし、希望校が抽選となったときは、次のとおりです。

・希望校の通学区域内に居住している方は、希望校に入学となります。
・希望校の通学区域外に居住している方は、公開抽選により入学者を決定します。

＊公開抽選の詳細については 18 ページをご覧ください。
＊抽選とならなかったときは、通知は送りません。

入学通知書　重　要

令和 8 年 1 月中旬に、教育委員会が入学校を指定し「入学通知書」を送付します。入学通知書は、**入学式の当日に入学校へお持ちいただくものです。**また、他区市町村立中学校へ入学する場合にも、荒川区発行の入学通知書が必要になることがあります。**大切に保管してください。**

入学通知書は、入学日の 4 月 1 日を想定して入学する学校を通知するものです。入学日よりも前に転居等の異動があった場合は、無効になることがありますのでご注意ください。

新１年生保護者会

新入学生の保護者を対象にした入学準備の説明会です（日程等は 93 ページ、区ホームページに掲載しています）。

公開抽選により補欠登録となった方も、希望校の保護者会に出席することができます。事前に希望校へ連絡の上、出席してください。併せて、通学区域の学校の保護者会にも出席されることをお勧めします。

入学式

入学式の日付は、1 月にお送りする入学通知書に記載します。

当日は、入学通知書をお持ちください。その他の持ち物や集合時刻等については、各校ごとに異なります。新 1 年生保護者会でご案内いたしますので、欠席の方は入学する学校へ直接お問い合わせください。

手続きが必要なとき

令和７年１１月以降に住居の異動が見込まれるとき

荒川区内で転居、または荒川区外へ転出する場合は手続きが必要になることがあります。

詳細は教育委員会事務局学務課へ問い合わせてください。

電話：03－3802－3111（代表）内線：3333　※代表番号にお掛けいただき、内線番号をお伝えください。

・荒川区内で通学区域の学校が変わる転居をする場合

（１）入学日（4 月 1 日）以前に転居する場合

① 希望校が抽選となった場合

入学時に通学区域に居住していることを条件に抽選をせず入学を決定しています。そのため、入学前に転居すると希望通り入学することができない場合があります。転居予定の場合は、抽選前（～12 月 2 日）までに必ず学務課へ申し出たうえで、抽選に参加してください（28 ページ Q14 参照）。

※住民票のみ希望校の通学区域へ異動しても、入学校は変更できません。通学区域の変わる転居をされた場合には、生活の実態を伴っているかの確認のため、教育委員会や学校の教職員が居住確認を行うことがあります。（26 ページ Q１参照）

② 希望校が抽選とならなかった場合

希望通り入学できます。

（２）入学日の翌日（4 月 2 日）以降に転居する場合

荒川区内で転居予定の方は、転居する日等により手続きが異なりますので、学務課へ連絡してください。

・荒川区外へ転出する場合

（１）入学日（4 月 1 日）以前に転出する場合

- **荒川区で発行した入学通知書は無効になります。**
- 各家庭の事情、その他特別な理由があり、区で定める承認基準に該当する方については、区域外就学の手続きにより荒川区立中学校に入学できる場合があります（区域外就学手続きについては 22 ページ参照）。ただし、抽選実施校や学校選択制限校へは入学できません。

（２）入学日の翌日（4 月 2 日）以降に転出する場合

- **原則、転校となります。**
- 継続して通学できる場合があります。希望する場合は転出前にご相談ください。

氏名が変わるとき、ご事情により通称名を使用したいとき

新しい氏名や通称名での通知書発行等については、教育委員会事務局学務課へご相談ください。

学校で使用する名前については、直接学校にご相談ください。

指定校を変更したいとき

区で定める承認基準に該当する方については、指定校を変更できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

ただし、抽選実施校や学校選択制限校への変更は、その学校の通学区域に居住している場合にのみ認められます。

申請期間　入学通知書を受け取り後、速やかに申請してください
申請場所　教育委員会事務局学務課（荒川区役所３階③番窓口）
必要なもの　① 入学通知書
② 児童本人の名前・住所・生年月日が分かる書類（医療証等）
③ 申立者の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
④ 指定校変更の基準に該当することを証するもの（事由による）
＊上記④ は、お問い合わせいただいた際にご説明いたします。

指定校変更の手続き完了後に、新たな入学通知書を発行します。教育委員会事務局学務課が申請を受理した後、入学する中学校での面談等が必要になることがあり、発行には時間がかかることもありますのでご了承ください。

申請後は、希望校の保護者会に出席することができます。事前に学校へ連絡の上、出席してください（保護者会の日程は 93 ページ参照）。

他区市町村から区域外就学を希望したいとき

荒川区民でない方でも、区で定める承認基準に該当する方については、区域外就学の手続きにより荒川区立中学校に入学できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

申請期間　令和８年１月１３日（火）～１６日（金）
申請場所　教育委員会事務局学務課（荒川区役所３階③番窓口）
必要なもの　① お住まいの区市町村教育委員会から発行された入学通知書
② 住民票の写し（コピー不可）※世帯全員記載、マイナンバー無　１通
③ 区域外就学承認基準に該当することを証するもの（事由による）

＊ 抽選実施校や学校選択制限校への区域外就学はできません。
＊ 申請期間内であっても、施設の受入状況等により、申請を受け付けできない場合があります。
＊ 上記③は、お問い合わせいただいた際にご説明いたします。

区域外就学の手続きには、概ね１ヵ月程度かかります。申請を受理した後、お住まいの区市町村教育委員会との協議や、入学する中学校での面談が必要になることがあります。この場合、新たな入学通知書の発行には時間がかかりますのでご了承ください。

申請後は、希望校の保護者会に出席することができます。事前に学校へ連絡の上、出席してください（保護者会の日程は 93 ページ参照）。

手続き・問合せ
荒川区教育委員会事務局学務課学事第一係（〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3）
☎03－3802－3111（内線 3333） 荒川区役所3階③番窓口

荒川区立以外の学校へ入学

教育委員会は、住民登録のあるすべての学齢児童について入学校を決定し、学級編制を行います。

日本国籍の方の場合、教育委員会への正式な届け出がなされるまでは荒川区立中学校の入学予定者として手続きを進めますので、下記の異動となった場合または異動が見込まれる場合には、各手続き方法により速やかに届け出てください。

異動内容	手続き方法
国・都・私立中学校へ入学する ↑電子申請はこちら	「国・都・私立学校等就学届」に、**入学承諾書または入学許可証（合格通知は不可）**を添付し、令和 8 年 2 月 19 日（木）までに二次元コードよりご提出ください（やむを得ず期限を過ぎてしまう場合はご連絡ください）。 ※電子申請が難しい場合は、窓口へ持参または郵送でご提出ください。
海外現地校へ入学する ↑電子申請はこちら	「海外現地校等就学届」を、令和 8 年 2 月 19 日（木）までに二次元コードよりご提出ください。 ※電子申請が難しい場合は、窓口へ持参または郵送でご提出ください。
他自治体の中学校へ区域外就学する	区域外就学を希望する学校がある自治体の教育委員会へ問い合わせてください。受付期間が決まっている場合もありますのでお早めにご相談ください。入学が決まりましたら電子申請または下記問合せ先へお申し出ください。
荒川区外へ転出する ↑他自治体入学、転出により区立中に入学しない連絡の電子申請はこちら	転出する（予定を含む）旨を電子申請か下記問合せ先へ申し出てください。区外へ転出すると、荒川区立中学校への入学は無効となります。住所変更手続きが完了するまでは、荒川区からのお知らせが届きますがご了承ください。 転出先の中学校入学手続きについては、転出先自治体の教育委員会へ問い合わせてください。

手続き・問合せ　荒川区教育委員会事務局学務課学事第一係（〒116-8501　荒川区荒川 2-2-3）
☎03－3802－3111（内線 3333）　荒川区役所３階③番窓口

＊国・都・私立学校に就学するときは、電子申請か、このページを切り取るか、または荒川区ホームページから様式をダウンロードして、添付書類とともに**必ず、速やかに**提出してください。

【添付書類⇒入学承諾書（または許可書）の教育委員会あて原本。合格通知ではありません】

※電子申請の場合は、添付書類は画像のみの提出、原本は保管してください。

＊この就学届の受付後は、荒川区立の学校には入学されないものとして取り扱います。また、学校選択に伴う抽選に参加している場合は、当選又は補欠登録を辞退されたものとみなします。

抽選の繰上げに影響するため、可能な限り**2月19日(木)までに**提出してください。

＊持参の場合：教育委員会事務局学務課（荒川区役所3階③番窓口）

郵送の場合：切手不要の宛名用紙が29ページにあります。コピーしてご使用ください。

（切手不要の宛名用紙を使用する場合、大きい封筒ではなく定形封筒に折って入れてください。）

ダウンロードはこちら↓

電子申請はこちら↓

国・都・私立学校等就学届

新１年生用

フ リ ガ ナ		保護者との関係
児童・生徒氏名		子 ・ 孫 他（　　）
生 年 月 日	年　　月　　日	
住　　所	荒川区（荒川・南千住・町屋・東尾久・西尾久・東日暮里・西日暮里）　丁目　　番　　号 方	
入学学校名	国　立 都　立 私　立　　中　　学校	
指定された区立学校名	中　　学校	

別紙、入学承諾書（許可書）を添えて届けます。

荒川区立の学校には入学を希望しません（抽選による当選及び補欠登録を辞退します）。

年　　月　　日

保護者氏名

電話番号　　（　　）

荒川区教育委員会　　殿

教育委員会処理欄	学区域：　　中学校

切り取り線✂

切り取り線✂

＊海外現地校等に就学するときは、電子申請か、このページを切り取るか、または荒川区ホームページから様式をダウンロードして、**必ず、速やかに**提出してください。
入学を証明する（確認できる）書類がある場合は、添付してください。

＊この就学届の受付後は、荒川区立の学校には入学されないものとして取り扱います。また、学校選択に伴う抽選に参加している場合は、当選又は補欠登録を辞退されたものとみなします。
（区内に帰国された後に、通学区域の区立学校へ編入学することは可能です。）
抽選の繰上げに影響するため、可能な限り**2月19日（木）**までに提出してください。

＊持参の場合：教育委員会事務局学務課（荒川区役所3階③番窓口）
郵送の場合：切手不要の宛名用紙が29ページにあります。コピーしてご使用ください。
（切手不要の宛名用紙を使用する場合、大きい封筒ではなく定形封筒に折って入れてください。）

電子申請はこちら↓

ダウンロードはこちら↓

海外現地校等就学届

新１年生用

フ リ ガ ナ		保護者との関係
児童・生徒氏名		子 ・ 孫 他（　　）
生 年 月 日	年　　月　　日	
住民登録地	荒川区（荒川 ・ 南千住 ・ 町屋 東尾久 ・ 西尾久 東日暮里 ・ 西日暮里）　丁目　　番　　号　方	
入学学校名 （受験などで未定の場合は、国名・地域などわかる部分を記入）	学校	
	所在地：　　国名：	

上記のとおり届けます。
荒川区立の学校には入学を希望しません（抽選による当選及び補欠登録を辞退します）。

年　　月　　日

保護者氏名

電話番号　　（　　）

荒川区教育委員会　殿

教育委員会処理欄	学区域：

切り取り線✂

切り取り線✂

新入学に関するＱ＆Ａ

学校選択制度について

Ｑ１　通学区域の学校には必ず入学できるようですが、希望する学校の通学区域に住民票のみを異動すれば入学できますか？

Ａ１　できません。通学区域となる住所地の基準は「生活の実態」がある場所です。教育委員会で訪問調査などを行い、生活の実態がない場合には入学は認められません。
※調査の方法や個別の事例に関するお問合せには、調査の性質上お答えできません。

Ｑ２　第二希望を選ぶことはできますか？

Ａ２　できません。そのため、提出した希望校が抽選実施校となり、当選しなかった場合には通学区域の学校が指定されます。

Ｑ３　希望校（申請した学校）を変更することはできますか？

Ａ３　受付期間内に窓口で１回のみ変更することができます。17 ページをご覧ください。

Ｑ４　入学通知書等書類を紛失してしまいました。どうしたらよいですか？

Ａ４　教育委員会事務局学務課へ連絡してください。再交付します。

Ｑ５　申請した希望校を教えてもらうことはできますか？

Ａ５　できません。そのため、申込みの内容を控えておくことをお勧めします。電子申請の場合は、登録したアドレスに回答内容を記載した完了メールが届きます。

Ｑ６　入学通知書が発送された後、入学校を変更することはできますか？

Ａ６　指定校変更の事由に当てはまると認められる場合は、受け入れに余裕がある学校に限り、入学校を変更することが可能です。22 ページをご覧ください。

Ｑ７　希望校集計結果を見たところ、希望校は、通学区域内の希望者だけで受入可能生徒数を超えています。どうなりますか？

Ａ７　通学区域にお住まいの方は、必ず入学できます。通学区域外から希望している方については、補欠の順番を決める抽選を実施します。ただし、希望者が受入可能生徒数を超えていても、入学傾向から全員を受入可能と判断した場合には抽選を実施しません。抽選を実施しなかった場合は、通学区域外の方も含め希望者が全員入学できます。抽選を実施した場合は、通学区域内の方だけで学級数が増えると見込まれる場合でも、受入可能生徒数は変わりません。受験等で通学区域内の方が辞退して受入可能生徒数を下回った場合にのみ、補欠者が繰上げ当選で入学できます。

Ｑ８　希望校を期限内に提出しませんでした。荒川区立中学校に入学できませんか。

Ａ８　日本国籍をお持ちの方については、希望校の提出が無い場合でも、通学区域の学校を指定して入学通知書を発行します。日本国籍をお持ちでない方については、入学は任意ですので申込みが必要です。至急、学務課にご連絡ください。

Q９　区外から荒川区立小学校に通学しています。中学校も荒川区立中学校を希望することはできますか？

A９　荒川区立中学校を希望できますが、どの学校を希望しても、通学区域外からの申込者として取り扱います。希望した学校が抽選になった場合は、区内在住者の最終順位以降からの順番を決める抽選になります。抽選実施後の繰上げ当選とならなかった場合は、当該校への入学はできず、その後で他の荒川区立中学校を希望することもできません。必ず、お住まいの自治体の学校への入学準備を並行して進めてください。
また、荒川区立中学校に入学が決定したときは、区域外就学の手続きが必要です。手続きは別途ご案内します。

荒川区立中学校へ入学しない場合

Q10　荒川区立中学校には入学しない予定です（転出、国・都・私・他区立中学校等へ入学など）。希望校を提出する必要はありますか？

A10　必ず提出してください。希望校は、予定が変更になり荒川区立中学校に入学することになった場合を想定して提出してください。その際、受験や引っ越し等の該当事項にチェックをしてください。

Q11　荒川区立中学校に入学しないことが決定しました（私立中学校等に決定）。希望校提出の時に記入しましたが、手続きが必要ですか？

A11　4月以降も荒川区に住み続ける場合には、届出が必要です。正式な届出より前は、荒川区立中学校の入学予定者として扱いますので注意してください。特に抽選実施校においては、繰上げ人数に影響しますので、速やかに届け出てください。
23ページをご覧ください。

Q12　荒川区内から転出して、転出先自治体の中学校に入学することが決定したのですが、どうすればよいですか？

A12　転出することを荒川区の教育委員会事務局学務課へ連絡してください。23 ページをご覧ください。ご連絡後も転出するまでは通知などが届く場合があります。転出した時点で入学通知書は無効となりますので処分してください。
また、転出後の入学手続きについては転出先の教育委員会へ問い合わせてください。

入学前の転居・転出等について

Q13　選択制限校の第三中学校の通学区域に転居する予定です。転居は年度末になりそうですが、第三中学校を希望することができますか？

A13　売買契約書等により確実に入居することが確認できる場合は、希望することができます。希望校提出時に契約書のコピー等を添付（電子申請は写真を添付）してください。
希望校提出期間に売買契約書等を用意できない場合は、準備でき次第、指定校変更ができます。
ただし、入学通知書が発行されても、住民票の異動などによる事実確認ができない場合は、入学できない場合がありますので注意してください。

Q14　荒川区内で入学前に転居する予定があります。現在の通学区域の学校を希望していますが、この学校が抽選になった場合、通学区域外へ転居すると影響がありますか？

A14　通学区域外へ転居する場合は、抽選に参加して当選しない限り、抽選実施校には入学できません。入学時に通学区域に居住していることを前提に入学を決定するため、通学区域外へ転居すると決定理由が無くなりますので注意してください。抽選前に転居することがわかっている場合は、必ず事前に教育委員会事務局学務課に申し出た上で、抽選に参加してください。

Q15　荒川区外に住んでいて、３月に荒川区へ転入予定です。転入先の通学区域外の学校を希望した場合に抽選に参加することはできますか？

A15　転入予定の状態で抽選に参加することはできません。参加するためには、抽選の前日までに転入して申し出る必要があります。事前に教育委員会事務局学務課にご連絡ください。

Q16　荒川区から転出することになりましたが、子どもは荒川区の中学校に入学したいと言っています。入学できますか？

A16　荒川区から転出した場合は、原則として、荒川区立中学校には入学できません。
ただし、通学の安全や申出の理由を考慮して、妥当であると認められる場合は、受け入れに余裕のある学校に限り、区域外就学の手続きをすることで入学できます。
時期によりお手続きの内容が異なりますので、まずはお早めに教育委員会事務局学務課へご連絡ください。

入学以降の転出

Q17-1　抽選があった学校に入学しました。入学後、荒川区外へ転出することになった場合影響がありますか？

Q17-2　選択制限校の第三中学校に入学しました。入学後、荒川区外へ転出することになった場合影響がありますか？

A17　抽選があった学校や選択制限校へ入学後に荒川区外へ転出された場合は、原則として転校となります（区域外就学はできません）。

学校生活について

Q18　希望校と自宅の距離が離れているのですが、自転車通学はできますか？

A18　できません。また、自動車による送迎も禁止です。通学には、徒歩または公共交通機関を利用してください。区内の交通事情の変化や生徒の通学の安全を考慮し、平成 26 年度以降に区立中学校に入学した方から自転車通学を廃止しています。

学校施設建替え計画について

Q19　学校施設建替え計画の検討状況について詳しく知りたいです。

A19　詳細は右の二次元コードから区ホームページをご確認ください。

学務課宛の郵送について

希望校申込書を郵送する場合は専用封筒をご利用ください

希望校を紙で提出する場合は、返信用封筒（切手不要）を同封しますのでそちらをご利用ください。

その他の手続きには以下の宛名用紙をご利用ください

その他手続きで学務課へ書類を郵送される場合は、以下の宛名用紙を**定型サイズ**の封筒に貼付しご使用ください。

貼付した封筒はそのまま郵便ポストへ投函できますので、切手は不要です。

※お手数ではございますが、定型サイズの封筒は各ご家庭でご準備ください
※届出様式や添付書類のうち、封筒より大きいものは折って入れてください

（使用例）

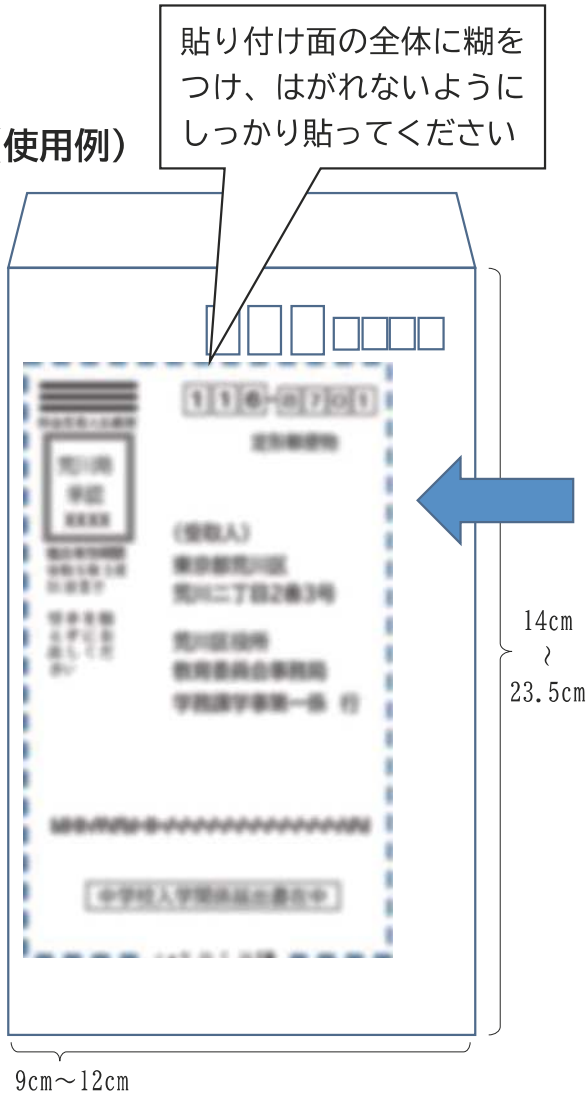

↓宛名用紙↓

事情により、宛名用紙はホームページに掲載できません。ご了承ください。